

日進市教育委員会定例会（令和7年8月）会議録

1. 日時

令和7年8月6日（水曜日）午後2時から

2. 場所

市役所本庁舎4階 第3会議室

3. 出席者

〔教育長・委員〕

岩田憲二（教育長）、武田立史（教育長職務代理者）、小林秀一、伊藤志門、
市来ちさ、吉田優香理

〔事務局〕

伊東あゆみ（副教育長）

生涯学習部

長原範幸（生涯学習部長）、高柳秀史（学習政策課長）、
大鐘徹也（学び支援課長）、齋藤誠（図書館長）

学校教育部

棚瀬浩三（学校教育部長）、蛭牟田弘樹（学校教育部主任指導主事）、
桃原勇二（学校教育課長）、岡田剛（学校給食センター所長）

〔書記〕

海野享子（学習政策課主任主査）、樋口舞子（学習政策課主事）

4. 欠席者

なし

5. 傍聴の可否及び有無

傍聴可 3名

6. 会議録署名者

岩田教育長、武田委員、伊藤委員

7. 議事の経過

（開会）

（前回会議録の承認）

（諸般の報告）

（議事）

議案第59号 臨時代理事項の承認を求めるについて（工事請負契約の締結
（赤池小学校／校舎増築工事（債務負担行為）））について【学習
政策課】

議案第60号 日進市就学援助費事務取扱要綱の一部改正について【学校教育課】

(報告事項)

事務局報告

【学習政策課】

・教育委員会の後援等名義使用等について [資料 No. 1]

・事業等報告について [資料 No. 2]

【学び支援課】

・事業等報告について [資料 No. 3]

【図書館】

・事業等報告について [資料 No. 4]

【学校給食センター】

・事業等報告について [資料 No. 5]

(行事予定) (令和 7 年 8 月 7 日から 8 月 27 日まで)

(その他)

(閉会)

8. 次回会議日程

定例会

日 時：令和 7 年 8 月 27 日 (水曜日) 午後 1 時 30 分から

場 所：市役所本庁舎 4 階 第 3 会議室

発言者及び発言内容

教育長

ただ今から令和 7 年 8 月 定例教育委員会を開会します。

会議規則の定めるところにより議事を進めさせていただきます。

本日は、全委員が出席していますので、会議は成立いたします。

本日の会議録署名者は、武田委員、伊藤委員、わたし (教育長) です。会議録調製者は、学習政策課 海野とします。

本日の会議には 3 名の傍聴の申し出がありますが、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

それでは傍聴者をお通しください。

(傍聴者入室)

傍聴の方は、傍聴のマナーをお守りいただきますようお願いします。

では、次第 2、令和 7 年 7 月 定例教育委員会の会議録の承認についてですが、あらかじめ配付しております会議録案の内容に、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

それでは、令和 7 年 7 月 定例教育委員会の会議録について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

それでは、会議録を承認とします。

次に、次第3、諸般の報告です。私から2点、報告させていただきます。

7月28日、愛知池において「日本のトップレベル選手が教えるボート教室」の開講式に出席してきました。デンソーボート部オルカリスの選手たちに日本のトップレベルの技だけではなく、心も刺激を受けてたくさんのこと学んでほしいと思います。なお、チーム名の「オルカリス」はラテン語の「ORCA（シャチ）」からきているそうで、シャチのようなく「速く・強く・カッコよく」がデンソーボート部の目指す姿だそうです。

7月31日、中央福祉センターで行われていた「認知症キッズサポーター教室」を覗いてきました。少子高齢化の中で認知症の高齢者が増えてくるのは避けられません。ぜひ、小さいころから興味を持ち、自分のこととして考えられる大人を増やしていきたいと考えています。研修受講者にはオレンジ色のリングが配布され、これがサポーターの証となります。皆さんも是非受講してください。

他はよろしいでしょうか。

それでは次第3は以上です。

次に、次第4、議事に入ります。

議案第59号「臨時代理事項の承認を求めるについて（工事請負契約の締結（赤池小学校／校舎増築工事（債務負担行為））について」、学習政策課から説明をお願いします。

学習政策課長

（資料に基づき説明）

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（しばらく間があり） それでは採決を行います。

議案第59号「臨時代理事項の承認を求めるについて（工事請負契約の締結（赤池小学校／校舎増築工事（債務負担行為））について」に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議案第59号を承認とします。

次に、議案第60号「日進市就学援助費事務取扱要綱の一部改正について」、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長

（資料に基づき説明）

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員

一人親家庭として、とても助かる施策であると思います。数千円だとしても、いつたん支払いを抱える、お金を工面するということが大変な時があるので、金銭的負担が軽減されるのは有難いことです。

教育長

給食費の納入方法については、かなり以前から改善に取り組んでおりました。DX化により、教員の働き方改革として仕事量も人的エラーも減り、さらに子どもも保護者も安心して学校に通える仕組みになったと思います。

この他ご意見等よろしいでしょうか。それでは採決を行います。

議案第60号「日進市就学援助費事務取扱要綱の一部改正について」に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第60号を承認とします。

次に、次第5、報告事項です。

今回、教育長報告はありません。各所属から、事務局報告をお願いします。

学習政策課長

- ・教育委員会の後援等名義使用等について
 - ・事業等報告について
- (各項目について説明)

学び支援課長

- ・事業等報告について
- (各項目について説明)

図書館長

- ・事業等報告について
- (各項目について説明)

学校給食センター所長

- ・事業等報告について
- (各項目について説明)

教育長

ただいまの説明についてご意見・ご質問はありませんか。

私から1つ、個人的な意見を述べさせていただきます。

読書感想文について、私はしっかりと本を読んで書いて欲しいと思っていますが、

今は生成A I やチャットG P Tなどのツールが話題になっています。これらについては賛否あると思いますが、子どもたちは当たり前のように使うツールですので、使うとしたらどのような使い方が良いのか、という視点の学びが重要です。読書感想文はそのための良い教材になるのではないかとも思います。デジタルツールの活用に一石を投じるような講座、研修、研究をどこかで出来たら良いなと思っています。

委員

読書感想文というものは、何を目的に行うものなのでしょうか。論述技術の向上のため、本を読ませるためなのでしょうか。また、親が本を読まないから子どもも読まないのではないかと思いますので、親も一緒にやれるようになると良いなと思います。

主任指導主事

読書感想文のもともとの由来は不明ですが、子ども達に文章を書かせる機会を与えるという目的もあります。読書感想文だけでなく、人権作文、社会を明るくする運動の作文など、自分で選んで書きやすいテーマで書いていただくこともあります。

委員

夏休みの宿題では、読書感想文と自由研究が並列の扱いになっていて、どちらか選ぶようになっています。

教育長

文部科学省からは、その時々に話題となっていること、問題となっていることなどを踏まえて色々な話がおりてきます。そのなかで、学校は優先順位をしっかりと考え方、運営していかなければいけません。学校としては子どもたちにはしっかりと考える力を身に着けて欲しいと思っています。例えばA I を使って優秀な作品が作れたとして、その技術、発想は素晴らしいのかもしれません、それが目的であったのか、本当はどんな力を身に着けさせたいのか、色々なことを考えて取り組んでいく必要があります。

他にご意見等はございませんか。

それでは事務局からの報告事項は以上です。

次に、次第6、教育委員会の行事予定についてはお手元の資料をご覧ください。各所属において補足したい行事がありましたら説明をお願いします。

主任指導主事

行事予定には掲載が間に合いませんでしたが、部活動に関してご報告です。

4中学校全ての吹奏楽部が県大会に出場します。また、日進西中学校剣道部も、個人で全国大会に出場いたします。

教育長

とても素晴らしいですね。頑張って欲しいと思います。

今後、部活動は地域展開が進んでいきますが、そこでも結果だけでなく、子どもたちの頑張りを認めつつ、上手に地域の大人が関わっていってほしいと思っています。

この他よろしいでしょうか。それでは教育委員会の行事予定は以上です。

次に、次第7、その他としてお伝えすることや全体を通してご意見ご質問等があればお願いします。

それでは以上で、本日予定しております内容は全て終了しました。

次回は9月定例教育委員会を、令和7年8月27日（水曜日）、午後1時30分から市役所本庁舎4階、第3会議室で開催します。

これをもちまして、令和7年8月定例教育委員会を閉会します。

日進市教育委員会定例会（令和7年8月）次第

日時 令和7年8月6日（水）

午後2時から

場所 市役所本庁舎4階 第3会議室

1 開会

2 前回会議録の承認

3 諸般の報告

4 議事

議案第59号 臨時代理事項の承認を求めることについて（工事請負契約の締結について（赤池小学校／校舎増築工事（債務負担行為）））【学習政策課】

議案第60号 日進市就学援助費事務取扱要綱の一部改正について【学校教育課】

5 報告事項

事務局報告

【学習政策課】

- ・教育委員会の後援等名義使用等について〔資料No.1〕
- ・事業等報告について〔資料No.2〕

【学び支援課】

- ・事業等報告について〔資料No.3〕

【図書館】

- ・事業等報告について〔資料No.4〕

【学校給食センター】

- ・事業等報告について〔資料No.5〕

6 行事予定（令和7年8月7日から8月27日まで）

7 その他

8 閉会

今後の予定

次回教育委員会

9月定例会 令和7年8月27日（水）午後1時30分

市役所本庁舎4階 第3会議室

議案第59号

臨時代理事項の承認を求めることについて
(工事請負契約の締結について (赤池小学校／校舎増築工事 (債務負担行為)))

このことについて、別紙のとおり提出します。

令和7年8月6日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 臨時代理事項

(1) 提案理由

この案を提出するのは、教育予算その他議会の議決を経るべき議案について、意見をいただく必要があるからであります。

(2) 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第3号及び第3条

(3) 提案内容

別紙のとおり

2 臨時代理を行った日

令和7年7月30日

3 臨時代理を行った理由

工期確保のため、速やかな工事請負契約の締結にあたり、急遽、令和7年第2回日進市議会臨時会へ議案を提出する必要があったため。

工事請負契約の締結について
(赤池小学校／校舎増築工事（債務負担行為）)

1 契約内容

- (1) 工事名 赤池小学校／校舎増築工事（債務負担行為）
(2) 工事場所 日進市赤池地内
(3) 契約金額 金 7 8 1, 2 6 4, 0 0 0 円（税込）
(4) 履行期間 契約日の翌日から令和8年11月30日まで
(5) 契約の相手方
 名 称 株式会社市川工務店 名古屋支社
 所在地 愛知県名古屋市中区栄一丁目26番1号
 代表者 代表取締役 川田 浩市
(6) 契約方法 一般競争入札

2 工事概要

赤池小学校に増築棟及び渡り廊下を建築するもの。

3 業務内容

増築棟・渡り廊下増築工事
増築棟 1, 496. 45 平方メートル
渡り廊下 89. 49 平方メートル
外構工事 一式

議案第 60 号

日進市就学援助費事務取扱要綱の一部改正について

日進市就学援助費事務取扱要綱の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和 7 年 8 月 6 日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、準要保護世帯の経済的負担を軽減するとともに、学校給食費等の未納防止を図るため、就学援助費の支給方法を変更する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 号及び第 3 条

3 主な内容

- (1) 学校給食費を現物支給とするため、就学援助費の支給方法を規定する第 7 条を改正し、別表（第 3 条関係）学校給食費の支給時期欄を修正する。
- (2) 準要保護世帯の就学予定者に対し、入学前に支給する新入学児童生徒学用品費とともに、次年度分の学用品費の年額を支給するため、別表（第 3 条関係）学用品費の支給対象者並びに対象児童及び生徒欄、支給時期欄を修正する。
- (3) 学期ごとに支給している学用品費及び通学用品費について、就学援助費支給申請後最初の支給月に年額を支給するため、別表（第 3 条関係）学用品費及び通学用品費の支給時期欄を修正する。

4 施行期日

- (1) 令和 7 年 10 月 1 日（3（1）・（2）について）
- (2) 令和 8 年 4 月 1 日（3（3）について）

日進市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日
教委要綱第 号

(日進市就学援助費事務取扱要綱の一部改正)

第1条 日進市就学援助費事務取扱要綱(平成20年日進市教育委員会要綱第2号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前																																	
(就学援助費の支給方法)		(就学援助費の支給方法)																																	
第7条 教育委員会は、就学援助費の必要な費目について、要保護児童等の在学する学校の校長から所要額に関する調書の提出を受け、当該所要額に関する調書に基づき、要保護者等が指定する金融機関の口座への振込又は現物支給により支給するものとする。		第7条 教育委員会は、就学援助費の必要な費目の支給について、要保護児童等の在学する学校の校長から所要額に関する調書の提出を受け、当該所要額に関する調書に基づき、要保護者等が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。																																	
2 略		2 略																																	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>内容</th> <th>支給対象者並びに対象児童及び生徒</th> <th>支給時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学用品費</td> <td>児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる用品(実験、実習教材を含む。)の購入費</td> <td>準要保護者</td> <td>各学期ごと</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>小中学校</td> <td>全学年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>準要保護者</td> <td>就学予定年度の前</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>就学予定者</td> <td>年度</td> </tr> </tbody> </table>		費目	内容	支給対象者並びに対象児童及び生徒	支給時期	学用品費	児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる用品(実験、実習教材を含む。)の購入費	準要保護者	各学期ごと			小中学校	全学年			準要保護者	就学予定年度の前			就学予定者	年度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>内容</th> <th>支給対象者並びに対象児童及び生徒</th> <th>支給時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学用品費</td> <td>児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる用品(実験、実習教材を含む。)の購入費</td> <td>準要保護者</td> <td>各学期ごと</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>小中学校</td> <td>全学年</td> </tr> </tbody> </table>		費目	内容	支給対象者並びに対象児童及び生徒	支給時期	学用品費	児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる用品(実験、実習教材を含む。)の購入費	準要保護者	各学期ごと			小中学校	全学年
費目	内容	支給対象者並びに対象児童及び生徒	支給時期																																
学用品費	児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる用品(実験、実習教材を含む。)の購入費	準要保護者	各学期ごと																																
		小中学校	全学年																																
		準要保護者	就学予定年度の前																																
		就学予定者	年度																																
費目	内容	支給対象者並びに対象児童及び生徒	支給時期																																
学用品費	児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる用品(実験、実習教材を含む。)の購入費	準要保護者	各学期ごと																																
		小中学校	全学年																																
略		略																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校給食費</th> <th>児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額</th> <th>準要保護者</th> <th>支給決定前について</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>小中学校</td> <td>ては、給食費納付月ごとに</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>全学年</td> <td>日進市立小中学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ただし、</td> <td>振込、支</td> </tr> </tbody> </table>		学校給食費	児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額	準要保護者	支給決定前について			小中学校	ては、給食費納付月ごとに			全学年	日進市立小中学校			ただし、	振込、支	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校給食費</th> <th>児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額</th> <th>準要保護者</th> <th>給食費納付月ごと</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>小中学校</td> <td>全学年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>全学年</td> <td>日進市立小中学校</td> </tr> </tbody> </table>		学校給食費	児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額	準要保護者	給食費納付月ごと			小中学校	全学年			全学年	日進市立小中学校				
学校給食費	児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額	準要保護者	支給決定前について																																
		小中学校	ては、給食費納付月ごとに																																
		全学年	日進市立小中学校																																
		ただし、	振込、支																																
学校給食費	児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額	準要保護者	給食費納付月ごと																																
		小中学校	全学年																																
		全学年	日進市立小中学校																																

	に在籍し ている児 童及び生 徒に限 る。	給決定後 について は、現物 支給		に在籍し ている児 童及び生 徒に限 る。	
略					略

第2条　日進市就学援助費事務取扱要綱の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
費目	内容	支給対象者並びに 対象児童 及び生徒	支給時期	費目	内容	支給対象者並びに 対象児童 及び生徒	支給時期
学用品費	児童又は生徒の所持 に係る物品で、各教 科及び特別活動の学 習に必要とされる学 用品(実験、実習教材 を含む。)の購入費	準要保護 者 小中学校 全学年 用品(実験、実習教材 を含む。)の購入費	申請後教 育委員会 が定める 最初の支 給月	学用品費	児童又は生徒の所持 に係る物品で、各教 科及び特別活動の学 習に必要とされる学 用品(実験、実習教材 を含む。)の購入費	準要保護 者 小中学校 全学年	各学期ご と 略
通学用品費	児童又は生徒が通常 必要とする通学用品 (通学用靴、雨靴、雨 がさ、上履き、帽子 等)の購入費	準要保護 者 小学校2 がさ、上履き、帽子～6年生 等)の購入費	申請後教 育委員会 が定める 最初の支 給月	通学用品費	児童又は生徒が通常 必要とする通学用品 (通学用靴、雨靴、雨 がさ、上履き、帽子～6年生 等)の購入費	準要保護 者 小学校2 がさ、上履き、帽子～6年生 等)の購入費	各学期ご と 略
略				略			
新入学児童用品費	新入学児童又は生徒 が通常必要とする学 用品及び通学用品 (ランドセル、カバ ン、通学用服、通学 用靴、雨靴、雨がさ、 上履き等)の購入費	準要保護 者 4月が認 定月とな った小中 学校1年 生	申請後教 育委員会 が定める 初回の支 給月	新入学児童用品費	新入学児童又は生徒 が通常必要とする学 用品及び通学用品 (ランドセル、カバ ン、通学用服、通学 用靴、雨靴、雨がさ、 上履き等)の購入費	準要保護 者 4月が認 定月とな った小中 学校1年 生	1学期の み 略
生徒	中学校の生徒会費と 準要保護	申請後教		生徒	中学校の生徒会費と 準要保護	申請後教	1学期の

会費	して一律に負担すべきこととなる額	者 中学校全 学年 ただし、 日進市立 中学校に 在籍して いる生徒 に限る。	育委員会 が定める 最初の支 給月	会費	して一律に負担すべきこととなる額	者 中学校全 学年 ただし、 日進市立 中学校に 在籍して いる生徒 に限る。	み
PTA 会費	小学校又は中学校において、学校・学級・者 地域等を単位とする PTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる額	準要保護 申請後教育委員会 が定める 最初の支 給月	PTA 会費	小学校又は中学校において、学校・学級・者 地域等を単位とする PTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる額	準要保護 1学期のみ	小学校又は中学校において、学校・学級・者 地域等を単位とする PTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる額	1学期のみ
略				略			

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

[資料 No.1－1]

後援等名義使用許可一覧

審査会にて審査した結果、以下のとおり教育委員会の後援名義の使用を許可しましたので報告します。

審査会開催日 令和7年6月25日（水）～6月30日（月）【電子会議】

No	許可決定日	事業名	申請者	実施日	参加費	目的	新規申請
1	2025/7/2	子育ては親育ち!親育白書で解き明かす子育てのヒント	NPO法人親育ネットワーク 理事 黒田 忠晃	2025/8/2 ～ 2026/2/7	有料	「親の育ちの重要性」を発信する目的で活動し10年が経過した。昨年12月、今年5月も好評だった、昨年作成の「親育白書2024」の内容を読み解きながら子育てで大切なことについて対話する。	
2	2025/7/2	第53回人権を理解する作品コンクール	名古屋法務局人権擁護部 部長 杉本 美奈 愛知県人権擁護委員連合会 会長 宮前 隆文	2025/10/16 ～2026/2/11	無料	県内の小中学生を対象に、人権に関するテーマでポスター・書道・標語を募集し、それらの作品を製作する過程において、豊かな人権感覚を身に着けてもらうことを目的とする。	
3	2025/7/2	みんなで草すっきりプロジェクト	一般社団法人愛知中央青年会議所 理事長 加納 やすこ	2025/8/24 予備日 2025/8/31	無料	小学生が自分たちの通学路を自分たちの手できれいにすることで、地域を大切にする心と安全意識を育て、協力してやり遂げる楽しさと達成感を感じてもらうことを目的とする。	○
		以下余白					

[資料 No.1－2]

後援等名義使用実績報告一覧

教育委員会の後援名義の使用実績について報告します。

(実績報告受付期間 令和7年7月1日から令和7年7月10日まで)

No	実績受付日	事業名	実績報告者	実施日	参加者数	新規申請
1	2025/7/1	日進市美術連盟展	日進市美術連盟 会長 渡辺 増美	2025/6/14～ 2025/6/15	544人	
2	2025/7/1	第45回書道連盟展	日進市書道連盟 会長 伊藤 茜苑	2025/6/21～ 2025/6/22	229人	
3	2025/7/2	こどもの未来応援講座	一般社団法人おやこラボ 会長 小原 茉奈	2025/6/20 2025/6/25	5人	
4	2025/7/4	ロボット製作無料体験会	ヒューマンアカデミーロボット教室 名古屋支部 森田 大介	2025/5/17～ 2025/5/25	13人	
5	2025/7/4	第29回あじさいコンサート	第29回あじさいコンサート実行委員会 実行委員長 宮川 省吾	2025/6/28	350人	
6	2025/7/10	南風創刊79周年記念俳句大会	南風俳句会 主宰 宮崎 真澄	2025/5/25	78人	○
7		以下余白				
8						
9						
10						

〔資料 No.2〕

8月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当：学習政策課

7月17日（木） 第2回日進市教育振興基本計画策定委員会

第2回会議では、第1回会議の際に委員からいただいた意見に基づいた考え方や検討内容等について報告した上で、第2次日進市教育振興基本計画の中間見直しに向けた具体的な議論を行いました。

7月23日（水） 第2回日進市教育委員会事務点検評価に関する会議

各課等の事業に対する評価結果に基づき、考え方や具体的な改善策について各課等から説明を行いました。第1回・第2回の会議の結果を踏まえ、令和6年度事業分の点検評価報告書を作成します。

作成した報告書について、9月定例教育委員会にて承認をいただいた上で、市議会9月定例会にて報告し、市ホームページや広報紙等で公表します。

〔資料 No.3〕

8月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当：学び支援課

7月23日（水） 「第6回にっしん音結祭」 PR企画 ロビーコンサート

市民会館エントランスにてロビーコンサートを開催し、12月14日に開催される「にっしん音結祭」をPRしました。

7月27日（日） 3市1町スポーツ推進委員連絡協議会総会・研修会

豊明市、日進市、長久手市、東郷町のスポーツ推進委員が一堂に会し、令和6年度の事業報告や令和7年度の事業計画を報告する総会を実施しました。また、高齢者スポーツの注意点と題した講演を行いました。

7月28日（月） 日本トップレベル選手が教えるボート教室開校式

株式会社デンソーボート部の協力を得て、小学4年生から中学3年生までを対象としたボート教室の開校式を実施しました。一流選手の指導の下、夏休み中の全6回でボートの漕ぎ方を基礎から学び、みんなで力を合わせてボートを動かす一体感を習得します。

8月1日（金） 日進市青少年問題協議会

令和7年度「青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動」の最重点項目となっている「インターネット利用における子どもの性被害等の防止」について、それぞれの分野で青少年健全育成に関わっている専門家を中心とした委員の皆様からご意見・ご提案等をいただき、意見交換を行いました。

8月1日（金） 日進市民会館・日進市ふれあい工房の指定管理者募集要領・仕様書・様式集の公開

対象施設の指定管理期間が令和8年3月31日で終了することに伴い、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）の次期指定管理者の募集を行います。

〔資料 No.4〕

8月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当：図書館

7月26日（土）読書感想文書き方講座

読書感想文の書き方のコツを図書館ボランティアから学び、読書感想文コンクール参加の啓発や読書活動推進に繋がりました。

参加者：市内在住・在学小学4年生から6年生 図書館2階会議室 午前10時～正午

8月6日（水）「プラネタリウムがやってくる！」

①移動式ドーム内にプラネタリウムを投影し、星座に関するお話を聞きました。その後、図書館の使い方や図書館の資料を使って調べ学習を実施し、図書館利用のきっかけづくりを行いました。（午前10時～・午後1時30分～）

②月と北斗七星についてのお話し会を開催し、その後プラネタリウムを鑑賞しました。（午後3時30分～）

参加者：①市内在住・在学の小学1年生～3年生、小学4～6年生
②市内在住・在学の小学生
図書館視聴覚ホール 午前10時～

〔資料 No.5〕

8月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当：学校給食センター

7月28日（月）～8月22日（金）地域交流事業

夏休みの給食を提供しない期間に、地域の方に呼びかけて、普段給食の調理前（午前8時30分）に行っているラジオ体操を学校給食センターの駐車場で行い、地域の方との交流を図ります。

教育委員会行事予定表

令和7年8月7日(木)から令和7年8月27日(水)まで

日程		行事内容	場所
8月7日	木		
8月8日	金	夏休みこども書道教室（文化協会協力講座） コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に係る研修会	市民会館 日進市役所
8月9日	土		
8月10日	日	第1回日進市陸上競技記録会 完全学校閉校日～16日(土)まで	愛知学院大学 —
8月11日	月		
8月12日	火		
8月13日	水		
8月14日	木		
8月15日	金		
8月16日	土		
8月17日	日		
8月18日	月		
8月19日	火	子ども大学にっしん（愛知県立芸術大学連携講座）「見て、聞いて、さわって ヴァイオリンを通して音楽の魅力を知ろう！」 子ども大学にっしん（名古屋学芸大学連携講座）「「飛ぶ」をテーマに探究！」	愛知県立芸術大学 名古屋学芸大学
8月20日	水	市内小中学校出校日	
8月21日	木	子ども大学にっしん（愛知工業大学連携講座）「電子回路工作 ハラハラ迷路ゲームをつくろう！」	愛知工業大学
8月22日	金	子ども大学にっしん（名城大学連携講座）「未来のロボットエンジニアは君だ！自分で作ったロボットを動かそう！」 子ども大学にっしん（愛知県立芸術大学連携講座）「あつたらいいな、こんなお土産～道の駅にオリジナル商品を提案しよう！～」	名城大学 愛知県立芸術大学
8月23日	土		
8月24日	日		
8月25日	月	親子講座（中部大学連携講座）「ふしぎ！ゆれると土が水になる！？液状化を体験しよう！」	中部大学
8月26日	火		
8月27日	水	9月定例教育委員会	日進市役所